

平成 28 年度 グローバルニッチトップ企業育成促進事業

導入促進補助 第三次公募要領

1. 目的・趣旨

グローバルニッチトップ企業育成促進事業（以下「本事業」という。）は、今後の成長分野である医療・介護分野等において、つくば等の科学技術を活用しながら機器等の開発・普及に取り組む潜在的な成長力のある企業に対して、一企業では対応が困難である、ニーズ把握・シーズ発掘から研究開発・製品化・各現場への導入促進、評価・検証等まで産学官金の連携により、一貫した支援を行うものです。

導入促進補助では、現場での負担軽減を通じて労働環境を改善し、就業促進を図る医療・介護施設に対して、本事業で開発した機器等の導入に係る経費に対して補助を行います。また、グローバルニッチトップ企業育成マネージャー（以下「GNT マネージャー」という。）が、機器等を導入した病院、診療所、介護保険施設等を訪問し、現場での負担軽減を実現する利用方法等をアドバイスするとともに、開発企業との連携や製品開発に係るサポートを行っていきます。

なお、本事業は、茨城県より、株式会社三菱総合研究所が受託して実施するものです。

2. 対象となる事業者

以下の 3 条件を満たす病院、診療所又は介護施設等（以下「医療機関・介護施設等」という。）を対象とします。

ア 茨城県内に所在する病院、診療所又は介護保険施設・サービス事業所であること

※ 介護保険施設・サービス事業所とは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、およびその他の介護保険給付対象となるサービス事業所、障害者総合支援法で謳われたサービスを提供する施設のことを指します。

イ 県内中小企業が開発した機器を用いて現場の負担軽減、就労促進を図る意向があること

ウ 上記の意向に基づき、目的を明確にした導入計画書を提出できること

3. 応募対象機器

本事業の導入促進では、以下の現場負担の改善に資する機器を応募対象とします。

【導入促進対象機器】…機器の詳細につきましては、別添のパンフレットにてご確認願います。

機器名	開発会社名・ホームページ	参考価格※	採択件数
ヘルパー育 (介護用移乗機)	キョウワアグメント(株) http://www.assist-kurumaisu.com/	600,000 円	10 件程度

注 1) 補助の対象となるのは実際の契約額の 1/2 (限度額 100 万円/件) (参考価格と一致しないことがあります。)

注 2) 供給台数に限りがありますので、ご希望にそえないことがあります。

4. 支援内容、支援形態

ア 支援内容

機器等の導入を行う医療機関・介護施設等に対して、購入又はレンタル・リース等に係る経費の 1/2 を、1,000,000 円/件 (台) を上限に支援します。

※ ただし、レンタル・リースに係る経費は、平成 29 年 3 月末までが対象となります。

イ 支援形態

別に定める導入補助資金交付要領に基づき、本事業の実施を茨城県から受託した (株) 三菱総合研究所 (以下「事務局」という。) から応募者 (医療機関あるいは介護施設等) へ導入補助金を交付します。

なお、事業完了時に、所定の書式により導入事業の成果を報告していただきます。

5. 応募の受付

(1) 募集期間

平成 28 年 12 月 21 日（水）～ 平成 29 年 3 月 24 日（金）17：00 必着

(2) 申請者

対象機器等を導入する医療機関、介護施設・介護サービス事業所等が申請者となります。

(3) 提出書類（各 1 部）

- a. 導入促進補助公募申請書（様式 1）
- b. 機器等活用内容説明書（様式 2）
- c. 申請額算出内訳書（様式 3）
- d. 申請者の施設・団体概要（施設種別、施設の規模（病床数または入所定員）、導入対象施設（フロア）見取り図、従業員数・専門職構成、等がわかるもの）

(4) 提出先（問い合わせ先）及び提出方法

株式会社三菱総合研究所 ヘルスケア・ウェルネス事業本部
グローバルニッチトップ企業育成促進事業 導入促進公募担当係

● 電話：03-6705-6167

● 公募要領等掲載サイト：<http://www.mri.co.jp/ibaraki-gnt>

● 提出先（問い合わせ先）電子メールアドレス：ibaraki-gnt@mri.co.jp

※ 本公募要領ならびに申請書様式は、上記掲載サイトから入手できます。

※ 提出は、「提出先（問い合わせ先）電子メールアドレス」宛てに電子データでお送りください。

提出書類はすべて PDF でお送りいただけますが、全体の容量が 2 メガを超えるようでしたら、何回かに分けてお送りください。

※ お問い合わせ受付時間：月曜日～金曜日 10：00～17：00

※ なお、提出された電子データは返却いたしません。

※ 本公募は、茨城県より、株式会社三菱総合研究所が受託して、実施するものです。

申請者の個人情報のお取扱いについては、本公募要領の末尾に記載しております「個人情報お取扱いについて」のとおり適切に管理いたしますので、ご確認いただき、ご同意の上申請ください。

6. 導入促進補助対象事業者の決定等

申請された機器活用の内容が補助の要件等を満たしており、グローバルニッチトップ企業育成推進会議（以下「GNT 推進会議」という。）が補助金を交付すべきものと認めたものについては、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付決定通知書により申請者に通知します。（交付決定及びその他の連絡等は、全て「担当者連絡先」に記載されている住所、電話・FAX 番号、電子メール宛に行います。なお、担当者と連絡がつかない場合や、同担当者が申請内容を十分理解されていない場合など、事業実施に支障が出るおそれがあると判断した場合は、採択を取り消す場合があります。）

※ 補助対象事業者に対して実際に交付する補助金の額は、補助対象事業者から実績報告書の提出を受けた後に事務局が実施する「確定検査」により決定されるものであり（「8. (3) 実績報告及び額の確定について」参照）、交付決定通知書に記載の額ではないことに留意してください。

また、補助金の交付が適当でないと認めるときは、不採択理由とともに不採択となった旨を申請者に通知します。

7. 審査

導入促進対象の審査は以下の要領で行うものとします。

(1) 審査方法

審査は GNT 推進会議において行います。審査は原則書面で行い、本事業の目的の達成に有効と認められる補助事業者を決定します。審査に際して、必要な場合には申請者に対してヒアリング等を実施する場合があります。

(2) 審査項目

導入促進対象の採択に際しては次の視点から審査を行います。(申請書類から確認)

- ・当該機器を適切かつ効果的に活用する導入計画となっているか
- ・導入効果の測定あるいは評価が導入計画に含まれているか
- ・予算計画が適切なものとなっているか

8. 導入促進補助金の交付手順

導入促進対象となった事業者等に対しては以下の手順で導入促進補助金が交付されます。

(1) 導入促進補助事業の開始

補助対象事業者は、事務局から交付決定通知を受けた後に初めて補助事業の開始（機器の購入、リース、レンタル等の発注、契約）が可能となります。なお、交付決定前に申請内容に係る発注、契約等を行っていた場合、事前発注等の部分については交付の対象となりませんのでご注意ください。

(2) 導入促進事業の完了

当該年度の導入促進事業は、補助対象事業者における支出義務額（補助対象経費全額）の支出完了（精算を含む。）をもって事業の完了とします。

なお、補助対象事業者から機器販売者等への代金支払は、下記実施報告書提出期間までに完了するとともに、支払方法は、原則、金融機関の振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形等による支払は対象外となります。

(3) 事業実績報告及び額の確定について

事業実績報告書（様式 4）の提出期限は平成 29 年 3 月 31 日とします。それ以降の提出は認められませんのでご注意ください。

事務局は、補助対象事業者から事業実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（以下「確定検査」という。）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知します。

なお、確定検査を行うにあたって補助事業者に用意していただく書類は別途お知らせします。

(4) 補助金の支払

補助対象事業者は、事務局の確定通知を受けた後に精算払請求書を提出して、補助金の支払いを受けることとなります。

9. 結果の公表など

補助金の交付決定後に、採択件数、補助対象事業者名、導入計画の内容等を公表します。なお、個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

本事業の実施にあたり、補助対象事業者には実施活動の内容及び成果、導入効果の集約及び

広報・普及などのため、アンケート等に協力をいただきます。導入促進事業終了後5年間は、茨城県や事務局の求めに応じて、補助対象機器の使用状況や、各施設の従業者数等について報告していただくことがあります。

10. 重複補助の排除等

- ・同一の機器等を導入するにあたり、すでに国・自治体等から外部資金を委託・補助・助成等の形で受けている場合、本事業への申請はできませんが、申請中の他の外部資金と同時に申請することは可能です（ただし次号に留意のこと）。
- ・申請時に、国・自治体を含む他の外部資金の申請・受入状況を申請書類に記載していただきます。なお、申請書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ・不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、申請内容の一部を国・自治体等、外部資金担当課（独立行政法人である配分機関を含む。）に情報提供する場合があります。
- ・なお、申請内容の虚偽、外部資金の重複受給等が判明した場合、契約締結後であっても契約を取り消し、委託費の返還請求を行うことがあります。